

令和6年12月13日

魚沼市議会議長 森島 守人 様

福祉文教委員会

委員長 星野みゆき

福祉文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他
- 2 調査の経過 12月13日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
所管事務調査では、第三期 魚沼市子ども・子育て支援事業計画(素案)について及び小出郷福祉センター等解体撤去工事請負契約の変更について、執行部から説明を受け質疑を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、A I オンデマンド交通運行のスケジュールについて、デイサービスセンターについて及び小出小学校の状況について執行部から説明を受け質疑を行った。
また、第6期(後期)福祉文教委員会の課題について及び市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて協議した。

福祉文教委員会会議録

1 審査事件

- (1) 請願第 2 号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正に係る意見書の採択を求める請願書
- (2) 議案第 135 号 魚沼市税条例の一部改正について
- (3) 議案第 136 号 魚沼市ふるさと回帰育英基金条例の一部改正について
- (4) 議案第 137 号 魚沼市保育園条例の一部改正について
- (5) 議案第 138 号 魚沼市ふるさと回帰育英奨学金貸与条例の一部改正について
- (6) 議案第 139 号 魚沼市生涯学習センター条例の制定について
- (7) 議案第 140 号 魚沼市立図書館条例の一部改正について
- (8) 議案第 141 号 魚沼市市民会館条例の一部改正について
- (9) 議案第 142 号 魚沼市歴史資料館条例の制定について
- (10) 議案第 144 号 指定管理者の指定について（魚沼市守門高齢者センター）
- (11) 議案第 145 号 指定管理者の指定について（国民健康保険魚沼市立小出病院）
- (12) 議案第 146 号 指定管理者の指定について（魚沼市国民健康保険堀之内医療センター）
- (13) 議案第 147 号 指定管理者の指定について（魚沼市国民健康保険守門診療所）
- (14) 議案第 148 号 指定管理者の指定について（魚沼市国民健康保険入広瀬診療所）

2 調査事件

- (15) 所管事務調査
 - (1) 第三期 魚沼市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
 - (2) 小出郷福祉センター等解体撤去工事請負契約の変更について
- (16) 閉会中の所管事務等の調査について
- (17) その他
 - (1) A I オンデマンド交通運行のスケジュールについて
 - (2) デイサービスセンターについて
 - (3) 小出小学校の状況について
 - (4) 第 6 期（後期）福祉文教委員会の課題について
 - (5) 市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて

3 日 時 令和 6 年 12 月 13 日 午前 10 時

4 場 所 本庁舎 3 階 委員会室

5 出席委員 横山正樹、星野みゆき、大平恭児、佐藤敏雄、関矢孝夫、高野甲子雄、
（森島守人議長）

6 欠席委員 なし

7 参 考 人 新潟県教職員組合魚沼支部書記長 大塚貴央

8 説 明 員 内田市長、樋口教育長、吉澤市民福祉部長、大塚教育委員会事務局長、戸田市民福祉部副部長、大羽賀税務課長、茂野介護福祉課長、小山健康増進課長、岡部学校教育課長、青柳生涯学習課長、関子ども課長

9 書 記 坂大議会事務局長、大竹主任

10 経 過

開 会 (10 : 00)

星野委員長 定足数に達していますので、ただいまから福祉文教委員会を開会します。本日も充実した内容となっておりますので、スムーズな進行に御協力をお願いいたします。

執行部より発言を求められていますので、これを許します。

吉澤市民福祉部長 おはようございます。議案第135号 魚沼市税条例の一部改正につきまして、本会議で提案した内容の、施行期日に係る附則の一部に誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。正誤表を御覧ください。

本会議で御覧いただきました議案②、条例等ファイルの82ページ、附則の3行目であります。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法の一部を改正する法律、附則第1条の第2号の規定による政令で定める日となっておりますが、正しくは第3号であります。法律の改正による号ずれの反映を漏らしておりました。なお、税条例の改正内容自体には影響はございません。大変申し訳ありませんでした。

星野委員長 それでは、本委員会に付託されました議案について審議願います。

(1) 請願第2号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正に係る意見書の採択を求める請願書

星野委員長 日程第1、請願第2号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正に係る意見書の採択を求める請願書を議題とします。

請願者（代理）から、魚沼市議会委員会における請願者又は陳情者の趣旨説明に関する要綱第3条及び第4条の規定により、事前に趣旨説明申出書が提出されていますので、当委員会として趣旨説明を認めることとしてよろしいか、お諮りいたします。本請願を審議するに当たり請願者（代理）から意見を聞くことについて異議ありませんか。（異議なし）異議がありませんので、請願者（代理）の趣旨説明を認めます。

請願者（代理）であります、新潟県教職員組合魚沼支部の書記長、大塚貴央様は指定の席にお着きください。なお、念のために申し上げますが、請願者（代理）は委員長の許可を得て発言し、委員は請願者（代理）に対し請願等の内容及び趣旨説明に関する質疑をすることができますが、請願者（代理）は委員に対して質疑をすることができないことにな

っていますので、御了承願います。また、発言の内容は簡潔にするものとし、請願の趣旨説明であるため、この請願の範囲を超えることはできませんので御了承願います。

それでは、請願者（代理）であります新潟県教職員組合魚沼支部の書記長、大塚貴央様に趣旨説明を求めます。

大塚参考人　新潟県教職員組合で書記長をしております、大塚と申します。今日は陳述ということでお話をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正に係る意見書の採択を求める請願ということでお願いしております。趣旨でありますけれども、大まかには記載のとおりですが、やはり学校現場は非常に、昨今に限らずですけれども、長時間労働が非常に厳しい現状であるというところは、メディア等々でも大きく取り上げられているところであります。今回、やはり我々としては、処遇については文科省・財務省が改正法を出してどのようになってくるかというところまで来てはいるのですが、具体的な業務削減には至っていないというところが非常に課題だなという考えで、やはり部活動の地域移行、魚沼市は非常に力を入れて取り組んでいただいている限りなんですけれども、全国的に見るとまだまだ進んでいないというような現状でありますし、カリキュラム・オーバーロードと言いまして、教育課程が飽和状態になっているというようなことであります。具体的に申し上げますと、ゆとりなんて言われていた2000年初めぐらいの頃は、小学校945時間、学校学習指導要領に基づいて授業をすれば、最低限それをすればよかったところが、今の学習指導要領では1,015時間、70時間ほど授業時間は増えています。ただ、この間、業務が減ってきたと言われると、皆さんも御承知のとおりプログラミング教育の導入であったり、小学校における外国語教育の導入であったり、本当に積まれるものばかりで、なかなか削減がされてこなかったというところが背景にあるかなと思っております。

そういった飽和状態でありますので、やはり教職員の数を増やすことで1人当たりの業務負担を減らすということも求めているなというところであります。そうしていく上では、やはり自治体で様々な取組を行うかと思えますけれども、その中での予算は厳しいものがあるかと思えますので、やはり国から予算措置されるよう求めているなというところであります。

最後、給特法について少し触れたいと思うんですけれども、私たち公立学校の教職教員については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法というものに基づいて、教職調整額4%というものがついております。その代わり、残業代は一切出ておりません。この4%という数値は、1966年に勤務実態調査、当時のものですが、行って、当時の1か月の残業が8時間であったというところに基づいています。現状、8時間でとても終わっている方はほとんどいないんじゃないかなという現状でありますし、先日、日本教職員組合が調査を今年度したところ、所定労働時間、月平均で88時間36分ということで、平均だと残業時間が月45時間超えまではいかないんですけれども、中学校であると、もう100時間を超えている平均になっているということで、多くが月45時間の上限方針を定めているわけですが、そこを超えるような状況も大分見られています。

そういった状況から、今回提案させていただいて、国に上げていただきたいなというところでやってまいりました。よろしくお願いいたします。

星野委員長 ありがとうございました。これから、請願者（代理）である新潟県教職員組合 魚沼支部の書記長、大塚貴央様に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員 まず、この請願については、県内では同様に一斉に議会への請願ということをやっているのか。全国的にはどういう動きになっているのか、分かりましたら教えてください。

大塚参考人 御質問ありがとうございます。動きとしては、日教組からおりてきている請願になります。全国で取組をしております。県内議会でも、この12月議会で多くかけられているところであります。状況としまして、私、魚沼支部の担当ですので、いわゆる三魚沼、小千谷の管轄をしておりますけれども、小千谷市議会・南魚沼市議会・湯沢町議会・十日町市議会も委員会は採択されたという連絡が入っております。ただ、本会議はこれからで通っておりませんが、現状そのような状況であります。

大平委員 今の御説明があった中に加えて、具体的に教職員の皆さん方は苦勞されて、魚沼市でいいますスクールサポートスタッフだとか、補助指導教員だとか、いろいろ対応されてきているんですね。自治体として、できる範囲というのは限られているとは思いますが、今の魚沼市をはじめとして県内の市町村が独自にやっていたら教職員の方の負担軽減、その取組についての評価が、もし御自身でありましたら聞かせていただきたいと思います。

大塚参考人 県内独自の負担軽減というところでもありますけれども、教職員定数、先ほど申し上げたとおり決まっていますので、それ以上というのはなかなか難しいところではあるんですけれども、やはり加配措置を取っている市町村は近隣でもありますし、市費で例えば栄養教職員については食数に基づいて人員配置がされています。ですので、学校の一枚に一人いるという配置じゃないんですけれども、魚沼市も定数だと4校をかけ持つようなところであるんですけれども、現状3校というところで、それでも非常に大変だというような声を聞いています。津南町なんかは市で栄養士を雇って、3校のところを2校に減らしたりというような措置をしています。魚沼市としても、そういったところで踏み込んでいただくと大変ありがたいなという思いはありますけれども、現状も頑張っているところはあるというふうには感じています。

大平委員 今回は待遇というんですかね、給与の面ではなくて、主には勤務時間のことに触れています。この勤務時間の現状では、例えばこの請願を国が認めて実行するような動きになったとしても、教職員の方がすぐ入ってこられる条件があるかと言えば、なかなか難しいのではないかなと思います。ここは、やはりもっと踏み込んで求めていくのが私は必要じゃないかなと思います。教職員の方々の残業が100時間超とか、我々ではなかなか理解が難しい部分もあるんですけれども、通常の企業の労働者の方々と同じレベルにするために一番何が必要なのか、御自身の考えで結構でございますので聞かせていただければ幸いです。

大塚参考人 私、民間に勤めたことがないので、学校現場の経験しかないんですけれども、本来の民間企業等々であればやはり管理職からのインセンティブを働かせて残業代が多くならないように働きかけ、場合によってはこの業務はしなくていいというような割振りをしたりだとか、そういったところが世間一般的な取扱いなのかなと思っております。やはり私たち教職員については、先に申し上げた給特法というものがあるので、定額働かせ放

題なんていう言われ方もしているところではあるんですけれども、これがあるために、「もう7時になったから早く帰ろう」という言葉かけはありますけれども、この仕事はほかの人にやってもらうからとか、そういう分担ができない部分があったり、学級担任が小学校・中学校にいるわけなんですけれども、そういったところについてはやはり対応するのはその学級担任というようなところもあります。おっしゃったとおり、非常に業務の時間が多く、意識の部分も我々としては変えていかなければいけないと思っはいます。理想としては、給特法をそもそも廃止して、管理職からのインセンティブを働かせるというところが今後必要になってくるのではないかとこのところを感じております。

関矢委員　大変御苦勞様です。何点か聞かせていただきたいんですけれども、たまたま今日の新聞で、県内の教員欠員が60人ということで過去最高というような記事が載っております。魚沼地域の中で、当市の欠員数なんていうのはお分かりになりますか。

大塚参考人　魚沼市の欠員ということなんですけれども、1名埋まったんですけれども先日お亡くなりになられた方もいまして、一人いらっしゃるかなというところなんです。全県的に見ても、やや少ないぐらいの印象であります。

関矢委員　その記事の中で、教員のなり手不足、また教員志願数が少なくなっているということなんですけれども、今ほど言われたように教育課程の飽和状態だとか、それから残業時間の多さ、勤務形態が大変厳しいということで、なり手不足になっているのか。また、ほかにも先生を目指す若い人たちが減っている要因みたいなものを、何か感じられているところはございますでしょうか。

大塚参考人　やはり働き方がブラックだというのが世間的にかなりピックアップされて言われているところの一つありますし、大学時代に教育実習といって現場経験を2週間から1か月積むんですけれども、そこでもう心が折れて、やはり教育課程を諦めるというような声も聞いています。新潟県としても、そういった対策も含んで今年からは大学3年次の選考も始めたところでありまして、給与等についても昨今の引き上げの情勢もありますので、初任給も大幅に今年度は引き上げというところはあるんですけれども、なかなかそれでも魅力の部分で、当然全国の都道府県で募集しているところもありますし、今回他県の方の多くが70人ぐらい辞退したと聞いています。そういったところで、競争がもう全国的な競争になってきている部分もあるかなと感じております。

関矢委員　この請願の中に「部活動の地域移行をさらに進めること」というのがあります。魚沼市は結構進んだ中でやっているんですけれども、小学校は別としても中学校の部活動をやっている先生方、スポーツをやられてきて教職になられて、特に子どもたちに教えたいというような意欲を持っておられる先生方が多くおられると思うんですが、その辺の先生方はこの部活動の地域移行をどのように考えておられるのか、もし分かったらお聞かせ願いたいと思います。

大塚参考人　部活動については、兼職兼業届を出すことで地域活動になっても指導に従事できるというふうなところを確認を取っておりますので、そういったところでやりたい方はそのまま継続してやっていただけるとこのところ考えております。

日教組の調査になるんですけれども、部活動にいたっては「やりたくない」というような、「関わりたくない」というような回答が46%で、「そもそも関わっていない」という方が10%ほどいるので、全国でありますけれども半数以上がやはり一線を引きたいというよ

うなところが見えてきておりますし、それこそ魚沼市はかなり本当に進んでいて、連絡体制もかなり整っているのではないかなと思うんですけれども、全国的には約半分が現状地域の部活動移行状況が分からないというふうな回答をしています。やはりこれは国の責任はかなり大きいんじゃないかなというところでありまして、何より地域間格差がどんどん今後広がっていくおそれがありますので、やはり国に強く言っていかなければいけないと感じてるところであります。

横山委員　今、関矢委員からあった質問の付け加えみたいになります。魚沼は地域移行ということで多分11ぐらいのクラブが移行して、今は事が進んでいるかと思いますが、3魚沼の現状はどのようになっているのか、教えてください。

大塚参考人　ありがとうございます。近隣の状況というところでもありますけれども、本当に魚沼市が一番進んでいるという中でありますので、隣の南魚沼市ですと地域部活動は、ようやく指導者を見つけ出して発足するというような状況で、なかなか進んでいないところが現状であります。十日町市は、種目によっては地域移行を進めているところもありますけれども、津南町は独自でスポーツ協会のようなところを持っているものと十日町市と一緒にやっているところがあるので、部活動顧問は土日の日程調整がかなり大変だと聞いています。むしろ単独で部活顧問をしていたときのほうが楽だったなんていう声、過渡期です。そういうことも生じるかなと思うんですけれども、そういう現状であります。小千谷市については、ちょっと把握しているところはないので申し訳ないんですが、現状はこのようなところあります。

横山委員　次に、先ほど教員不足、今日の新聞にも載っていたという話が出ましたが、正規教員になっても辞めてしまう方、それに対する講師不足等々が報じられていますが、病気休暇であったり育児休暇、特に男性の育児休暇辺りは現状としてはどのような状況になっているのか、数字じゃなくていいんですが状況がもし分かれば教えてください。

大塚参考人　ありがとうございます。男性の育児休業については、私が担当している中で、現在3人の取得者がいます。ただ、1年間丸々取るという方は1人で、やはり短期間で2か月、1か月間とか、そういった形で取る方が2人で、3学期になって取られるというような予定をされている方もおりますが、現状そのようになっております。やはり組合に「取っていいんでしょうか」というような相談が寄せられる現状もありますので、やはり取得しやすさというところでは、まだまだ課題があるのかなと感じているところです。

星野委員長　休憩にさせていただきます。

休　　憩（10：23）

（休憩中に懇談的に意見交換）

再　　開（10：28）

星野委員長　それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

ほかはよろしいでしょうか。（なし）では、質疑なしと認めます。これで請願者（代理）に対する質疑を終結いたします。新潟県教職員組合魚沼支部書記長、大塚貴央様、傍聴席にお戻りください。

委員会を代表してお礼を申し上げます。丁寧な説明をいただき心から感謝いたします。

本委員会として、御意見を今後の委員会調査に十分生かしてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。以上で、請願者（代理）の趣旨説明を終わります。

紹介議員から補足説明はありませんか。（なし）

続いて、本件に関しまして執行部に確認しておきたいことがもしありましたら、発言を許します。質疑はありませんか。

関矢委員　あまり請願に関係ないのか分かりませんが、この部活動の地域移行を進めていく中で、今どうなのか分かりませんが、部活動の子どもたちが活動している評価というのが、たしか学校の評価の中で出てくると思います、高校進学だとか何かで。今もやっぱり部活動の評価というのはありますか。

樋口教育長　ありがとうございます。学校の在籍中の指導要録と言われる学力向上等についての評価の部分については、全国大会出場で活躍したとかというような記述の部分の評価はありますが、今後の高等学校への入学に際してのいわゆる内申書というようなものにつきましては、既に県の高等学校教育課が見直しを図るという通知を出しています。部活動の地域移行が進んでいることもありますけれども、本当に今までと全く違って、出席日数等もないような本当にシンプルな各教科の成績のみというような形に今変わりつつあるところです。令和8年くらいから変える予定で県教委が示していますので、今後高等学校進学の一般選抜では、部活動の評価はあまり関わらなくなってくると思います。

星野委員長　ほかはよろしいでしょうか。（なし）では、質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。本件につきまして、討論を省略し採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。

これから、請願第2号、「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働は正に係る意見書の採択を求める請願書を採決します。お諮りします。本件は、採択することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、請願第2号は、採択すべきものと決定されました。

本請願を採択としましたので、本会議でも採択された場合の意見書発議について協議します。意見書を配付します。配付漏れはありませんか。それでは、事務局長から朗読させます。

坂大議会事務局長　（資料「「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働は正に係る意見書（案）」により説明）

星野委員長　お諮りします。ただいま朗読のあった意見書で異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。それでは、本会議で採択されたときには委員長が提出者となり、委員会で発議することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。そのように決定されました。

（2）議案第135号　魚沼市税条例の一部改正について

星野委員長　日程第2、議案第135号　魚沼市税条例の一部改正についてを議題とします。

執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　ございません。

星野委員長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員　納期の改正だと思います。8期から4期、半分にするということで少し疑問があるんですが、固定資産税といえば滞納額が増えている、あるいはずっと高止まりしているような状況が私はあると思うのですけれども、そこへの懸念というのはないのか、まず1点お聞きします。

吉澤市民福祉部長　4期にすることによって1期当たりの納付分が増えるということはたしかにそのとおりであります、今回、期別を見直したことによって徴収に影響が及ぶということは考えておりません。

大平委員　それから実施なんですけれども、これは令和8年4月1日ということでしょうか。

吉澤市民福祉部長　お見込みのとおりであります。

大平委員　県内自治体や全国的には一斉にやる形ですか。実施されている自治体も数多くあるという、そういうことでしょうか。どちらでしょうか。

大羽賀税務課長　では、私からお答えさせていただきます。県内は20市あるんですけれども、当市と糸魚川市以外は4期で行っております。全国的に、地方税法上4期とすることが通例とされておりまして、市長の判断で変えることができるという法律になっておりますので、魚沼市は8期で今までやっておりましたが、今後4期でしたいということでもあります。

大平委員　これは確認ですが、他の自治体が既に4期になっていたのにわが市と糸魚川市だけ8期ということで、特別な事情があったのか、いろいろな経過の中でもし御説明ができるのであればお聞かせください。

吉澤市民福祉部長　町村合併のときの調整事項として、恐らくそのときも地方税法に定める標準である4期に合わせようということは検討されたのだと思いますけれども、やはり今までの8期というところを踏襲したのが今まで続いてきたと。特別な事情というよりも、そのときに調整しきれなかった部分が残っているということであろうと思います。

大平委員　対象となるような市民の方に対しては事前にもう周知されているとは思いますが、8期から4期と大幅に変わるわけで、周知不足による納税についての混乱が生じるのではないかという懸念もありますが、その辺については当局はどのように捉えていますか。

吉澤市民福祉部長　令和8年4月から4期になるということで、丸1年以上の周知期間があります。その間を利用して、さらにといいますか、詳しく周知をしてまいりたいと思います。

関矢委員　固定資産税の納期ですが、新しくなると今より1か月早く納期が来るんですけれども、納税通知書が今まで6月半ば頃に各市民に届いています。その辺の措置みたいなものはどう考えていますか。

大羽賀税務課長　地方税法上は4月の始まりが通例でして、県内を見渡しても4月から始まっているところが多いんですけれども、当市に関しましては降雪状況と勘案して4月でなく5月始まりとさせていただいて、滅失とかの確認がもし雪があった場合に影響すること考えられますので、4月始まりではなくて5月始まりということで今検討させてもらっております。こちらに関しましては、南魚沼市、十日町市も5月始まりということなので、そういったことを勘案していると思っております。

あと、納税の通知書なんですけれども、5月という形になりますと、それに伴って1か月程度早く通知を進めさせてもらいたいと思っています。

星野委員長　ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 135 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 135 号 魚沼市税条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第 136 号 魚沼市ふるさと回帰育英基金条例の一部改正について

星野委員長 日程第 3、議案第 136 号 魚沼市ふるさと回帰育英基金条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 ございませぬ。

星野委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員 それでは積み立て額、第 2 条について今回改正されます。1 億 7,500 万円、寄附の金額等で行ってきたわけですが、ここは「予算の定めるところによる」というふうに変えます。御説明があった、できるだけ多くの方に、若い世代にも利用していただきたいという思いはあると思うんですが、予算の定めるところというのは金額が示されていませんが、ここは必要に応じてということで、1 億 7,500 万円以上を必要が生じれば積み立てるといふ、そういう理解でよろしいんでしょうか。

大塚教育委員会事務局長 1 億 7,500 万円ということではなく、それよりも多くなることも考えられますし、また逆に少なくなることも考えられますけれど、必要とする方にきちんとお貸しできるような形での必要な額を積み立てていきたいというところでありまして。

大平委員 「予算の定めるところに」ということになると、これは当初予算という意味だと思いますが、年度途中で喜ばしいことに利用がすごく増えてきたと、予算が足りないということになったときでも必要な予算を投入して利用していただく、そういう考え方でよろしいんでしょうか。

大塚教育委員会事務局長 基本的には、現時点では十分な基金の額がありますので、その中から貸与していくという形になります。年度ごとに申込みを募りまして、その都度人数を把握できますので、その先の不足する分につきましては、よほどのことがない限り年度途中で不足することは当面ないものと想定しております。

大平委員 それから、第 1 条では「経済的理由により就学困難であり」という部分を削除して、対象の方を拡充しております。御説明にあったとおりの思いからということだと思いますが、これは実際問題、今までの対象者の中でなかなかこの利用ができなかったという事例があったのかなかったのか、そこら辺についてはどうでしょうか。

大塚教育委員会事務局長 これまでそういったような事例はございません。

大平委員 就学困難という枠を外していただけるのは本当に喜ばしいことだと思います。これを多くの方に利用していただきたいんですが、今後基金は就学基金ということで、給付に至るようなもののほかに奨学金制度があります。同様の考え方で、できるだけ多くの方に利用していただきたいということで、予算上の措置だとか、学生の多くの利用を見込むために制度の拡充なんかはほかの基金の中では考えられているのか。あるいは、これはこれということにしてしまうのか。そこの考え方についてはどうでしょうか。

大塚教育委員会事務局長　もう一つ奨学金貸与事業がありますけれどもそちらとは別に、やはりこちらはふるさと回帰ということで本市に帰ってきていただくということを目的とするということで、考え方を別にしてやりたいというところであります。こちらにつきましては、こうした借りやすいというところの改正を行いますけれども、もう一方につきましては従前どおりということで考えております。

星野委員長　ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 136 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 136 号 魚沼市ふるさと回帰育英基金条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第 137 号 魚沼市保育園条例の一部改正について

星野委員長　日程第 4、議案第 137 号 魚沼市保育園条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

大塚教育委員会事務局長　補足であります。本会議の補足説明の中で、ひがし保育園の閉園につきまして、魚沼市立保育園等再編計画「個別再編方針」による旨を説明したところでありますが、前回の福祉文教委員会で、関矢委員から市立の保育園の民営化の検討状況を教えてほしい旨の御質問があったところであります。今回の保育園条例の改正にも関連しますので、補足も兼ねて概要を説明したいと考えております。(資料「魚沼市公立保育園等再編計画〔個別再編方針〕により説明」)

星野委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

関矢委員　今ほどの説明によると、民営化はこの計画の期間中は検討しないという回答でよろしいでしょうか。

大塚教育委員会事務局長　基本的にはそういうことではありますが、今後、例えば少子化の状況でありますとか社会情勢の変化によりまして、必要に応じてまた検討する場面が出てくるときは検討していくというふうに考えております。

関矢委員　ということは、この計画は令和12年度までですよね、後期が終わるのが。その中には弾力的に社会情勢の変化等については、検討を行っていくということによろしいでしょうか。

大塚教育委員会事務局長　そのように考えています。

大平委員　それでは、何点かお聞きします。まず 1 点目は、ひがし保育園の敷地・建物等について、今後予定されているものがあれば御紹介ください。

大塚教育委員会事務局長　今のところ予定はございません。

大平委員　建物自体はどうされるんですか。

大塚教育委員会事務局長　今時点での考えですけど、当分このままと考えております。

大平委員　大分老朽化もしているんじゃないかなと思いますが、今後利活用しようという考えがおりなのか、そういう意味でしょうか。

大塚教育委員会事務局長　今現在、その利活用も含めて今後の検討というところであります。

大平委員　それから、このひがし保育園がその地域に果たしてきた役割と言いましょうか、歴史というのは大変貴重な財産だと私は思います。それまでの経過などの貴重な資料などの管理は今後どのように扱うのか、お伺いします。

大塚教育委員会事務局長　佐梨保育園に引き継ぐというようなところで今進めております。

大平委員　佐梨保育園に管理が引き継がれるということで、ひがし保育園の私たちが知り得ないことも活用していくために、今後も生かしてもらいたいなという思いがあります。

もう1点お聞きします。ひがし保育園に勤めていらっしゃる保育士さんや職員の方については閉園後はどうなるのか、考え方を聞かせていただけますか。

関子ども課長　今現在いる職員につきましては、今後の人事異動の中で異動になると思います。

大平委員　今おっしゃった中身は、ほかの保育園等に異動する形ということでよろしいのでしょうか。

大塚教育委員会事務局長　そのとおりであります。

星野委員長　ほかはよろしいでしょうか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第137号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第137号　魚沼市保育園条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（5）議案第138号　魚沼市ふるさと回帰育英奨学金貸与条例の一部改正について

星野委員長　日程第5、議案第138号　魚沼市ふるさと回帰育英奨学金貸与条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長　ございません。

星野委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

大平委員　返還について改正がございます。「30日以内に一括して返還しなければならない」として、それから「市長が必要と認めるときは、規則で定めるところにより分割して返還することができる」ということが新たに加わりました。今までですと「10年以内の期間に年賦又は半年賦で返還しなければならない」ということで、「30日以内に一括して返還しなければならない」という文言に切り替えたその理由というんですかね、そこをお聞かせください。

大塚教育委員会事務局長　今回、この条例を見直す中で、全体を整理した部分になるんですけど、こちら現在、医師等修学資金の貸付けの条例があるんですが、そちらと同じような条件に合わせたというところでもあります。

大平委員　今回、この返還免除対象者について絞った形ということでしたが、次に（1）として「大学等を卒業した後、3年以内」というところから「卒業した後、直ちに」ということで、これも変えております。これも同様の理由でしょうか。

大塚教育委員会事務局長　本会議のところでも補足しましたけれど、この制度をつくったと

きにコロナ禍中ということで若干の猶予も検討した中での3年ということでありましたけれど、今回全体の見直しを行う中で、こちら先ほどと同様に医師等修学資金と合わせた形での改正ということで考えております。

大平委員　これによって返還を余儀なくされている方々に影響を及ぼすことも考えられますが、現状としては対象となるような方はおられますか。

大塚教育委員会事務局長　学校を卒業して年限が過ぎて帰ってこられるという状況になるのが、来年度から初めてそういった方が出てくるというところでもありますので、貸付けの方につきましては従前のこれまでの条件での返還ですとか、返還免除の条件ということにしておりますので今後につきましては、改正後の条件で最初からお貸しするという申込みをしていただいて貸すということになりますので、そういったことにつきましては今のところないのではないかと考えております。

関矢委員　今回、「経済的理由により就学困難な者」が外れましたので、どなたでも借りられることになるかと思います。今のところ基金が結構残っていますので、人数が増えても大丈夫だと思いますけれども、今まで4年間で19人でしたか、この外したことによって新年度非常に増えてもらえればありがたいんですけども、その辺の見込みみたいな考えはありますか。

大塚教育委員会事務局長　改正後は、まだどれぐらいになるかは想定がしがたいところもありますけれども、一応想定では2倍程度、10人程度を見込んだ上で募集をかけたいと考えております。

関矢委員　それから第9条ですか、貸与の廃止のところに「(6) 第5条の申請に虚偽の事実が判明したとき。」というのが加えてありますけれども、今までの3年間の中でこの事例はありましたか。

大塚教育委員会事務局長　現時点ではそういった方はいらっしゃらないという状況であります。

関矢委員　もう1点、10条の、先ほど大平恭児委員も質疑しましたが、「3年以内」が「直ち」になったわけですが、「直ちに」という範囲はどのくらいを見込んでいますか。

大塚教育委員会事務局長　状況に応じてという部分はありますけれども、通常3月末で卒業ということであれば、4月ですとか、そこら辺ということになろうかと思います。

関矢委員　その辺は緩やかに認めるというようなことでよろしいのでしょうか。

大塚教育委員会事務局長　この「直ちに」という意味合いは、1分1秒とかというところではなく、ある程度状況に応じて直ちにということで御理解をいただきたいと考えております。

星野委員長　ほかにありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第138号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第138号 魚沼市ふるさと回帰育英奨学金貸与条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

ここでしばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (11:06)

再 開 (11:15)

星野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

(6) 議案第 139 号 魚沼市生涯学習センター条例の制定について

星野委員長 日程第 6、議案第 139 号 魚沼市生涯学習センター条例の制定についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

大塚教育委員会事務局長 それでは、何点か補足して説明いたします。まず、本会議にて御質問をいただきました、会議室等の利用に際しての制限についてであります。本施設は、箱としましては生涯学習法に基づく公民館施設ではないため、法に基づく公民館施設としての規制はありませんが、学び交流する場所、質の高い学びのまちづくりに寄与するための生涯学習施設であり公民館機能も有していることから、ある程度の制限を設けた上での運用になろうかと考えております。

次に、本条例の制定に関連しまして、生涯学習センターのオープンまでのスケジュールにつきまして、図書館の移転も含めて補足して説明をいたします。青柳生涯学習課長が説明しますので、よろしくお願いいたします。

青柳生涯学習課長 それでは、生涯学習センターの建設工事の進捗状況及びオープンまでのスケジュールについて御説明をいたします。(資料「生涯学習センター進捗状況、スケジュール」により説明)

星野委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員 それでは、確認したいことが何点かあるので聞かせてください。まず第 3 条で、それぞれ市立図書館、小出公民館、会議室、市民ラウンジ、学習室等々あります。特に小出公民館、条例にも別に定めているんですが、小出公民館・図書館というくくりで、私は一体的に管理していくのかなと思ったら、そうではないような感じです。公民館は公民館、例えば公民館の館長がいて、その館長の方を中心に運営管理をする。そうすると、図書館は図書館でまた館長さんがいて管理する。そういう意味合いの、この建付けなんですか。文言等の意味合いがよく分からないので聞かせてください。

大塚教育委員会事務局長 職員配置につきましてはまだ今後のことになりますけれども、一応管理するに当たりましては、生涯学習センターで一括して公民館も図書館も管理をするというような想定で考えております。

大平委員 では、これは条例上でくくっているだけで、実質的な管理運営は一体的に生涯学習センターでまとめて管理運営すると、そういうことでしょうか。

大塚教育委員会事務局長 はい。中の配置の関係で、例えば公民館主事ですとか、あるいは館長的なものにつきましても兼ねてする部分ですとか、そういったところは出てくると思います。それぞれ管理するものは図書館だったり公民館だったりという部分はありますけれど、運営につきましては同じ職員、その中にいる職員で分担しながら一体的にやって

いくようなことを考えております。

大平委員 第8条の(5)、利用の制限についてですね、「その他市長が適当でないとするとき」とあります。これは多分実施要綱等でまた定めるのかなと思うんですが、具体的にはどういうことを言っているのか中身がよく分からないので想定されているものがあれば聞かせてください。

大塚教育委員会事務局長 第8条の第1号から第4号まで具体的に挙げてありますけれど、それ以外どんなことがあるかということにつきましては、その都度また状況に応じて判断するということで、具体的にどういうものかということも挙げていますということではございません。

大平委員 想定はしていないということでしょうか。(1)から(4)以外という、ただそういう意味合いだけで、特に考えているものはないという、そういうことでしょうか。

大塚教育委員会事務局長 考えられるということでありますと、公民館機能も備えておりますので、生涯学習法で規制している部分に準じたような部分も入ってくる可能性もありますけれど、特に具体的にこういったことを想定してとかという部分については今現在、持ち合わせておりません。

大平委員 全く初めての運営をするわけではなくて、公民館だとか、それからいろんな公共施設の管理運営をわが市はずっとやっているわけで、それらの中で事例がたくさんあるわけですね。これはいいけどこれは駄目みたいな、そういうところが経験で積まれていると思うんですよ。そういう過去の積み上げがある中で、私はある程度想定ぐらいはして、そしてこういうことが予想されると、管理運営される職員の方がこれはどうしたらいいのかなと迷わないような方法は示してもらったほうがいいんじゃないかなと思います。逆に混乱するのではないかなと思うんですが、いかがですか。

大塚教育委員会事務局長 当然、例えば悪質な何かの勧誘ですとか、あるいは宗教的、政治的な、個別な勧誘とか集会ですとか、そういった様々なことは想定されます。ただ、おっしゃるとおりこれまでいろいろ積み上げてきた部分はありますけれど、そういったものは全てここで細かく条例の中に挙げきれませんので、そういったことにつきましてはあらかじめ想定した部分も含めて混乱がないように対応していくということにはしたいと考えております。

大平委員 困るのは現場の方々だと思いますので、混乱が生じないように今の御時世ですと、的確に迅速に対応しないと尾ひれが幾つでもつきますので、そこら辺の対応・管理はしていただきたいなと思います。しっかりと明示していただければと思います。

もう1点聞かせてもらいたいんですが、例えば10条では設備の制限という文言があります。よくあるかどうかは分からないんですが、設備の不具合とか想定していなかった事故等が起こり得ますよね。そうしたときの対応というのがこの条文には見当たらないんですが、ここは別途、考えられていくのか。例えば高齢者の方が生涯学習センターの設備を利用したときにちょっとけがをしてしまったとか、あるいは具合が悪くなったとか、考えられるのはいろいろあるんじゃないかなと思います。そこら辺の対応は決めていくのか、それともそこはそういう事例があったときに個別に対応していくということで考えていくのか。私はある程度考え方としてはまとめておいたり、文字面にした方がいいんじゃないかなと思いますが、お考えがあれば聞かせてください。

大塚教育委員会事務局長　様々な市の施設がありますけれど、そういった施設の管理運営上、通常考えられる事故ですとか、そういった扱いの対応というものはそれぞれしているところでありますので、またそうしたところに準じた形での運用になろうかなと考えております。

星野委員長　ほかにありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 139 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 139 号 魚沼市生涯学習センター条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(7) 議案第 140 号 魚沼市立図書館条例の一部改正について

星野委員長　日程第 7、議案第 140 号 魚沼市立図書館条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

大塚教育委員会事務局長　若干の補足としまして、図書館・図書室の職員の配置の状況について補足させていただきます。現在の配置につきましては、司書等は小出郷図書館に 4 人、広神図書館に 3 人、堀之内公民館図書室に 1 人配置しており、それ以外の湯之谷公民館図書室、守門公民館図書室、入広瀬公民館図書室につきましては、公民館主事が図書室業務を分担しております。新しい図書館設置後は全体の体制を見直した上で、広神図書館は広神公民館図書室として継続するほか、ほかの公民館図書室につきましては現行どおりとする計画としておりますので、よろしくお願いいたします。

星野委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

大平委員　今の御説明のあった図書館司書についてなんですけれども、図書室に変わることによって広神の司書の 3 人の方が具体的にはなくなって、公民館の職員の方が対応すると、そういう意味なんでしょうか。

大塚教育委員会事務局長　来年度の全体の人事体制のこともありますので確定したお話はできませんけれど、今 3 人いる司書の中で何人かの図書館司書は従前どおりに残っていただいて、これまでの活動を継続する部分はしていただきたいと考えております。

大平委員　そうすると、司書扱いじゃない、すなわち待遇とかに影響があるという、そういう意味合いも含んでいますか。

大塚教育委員会事務局長　もう少し具体的に言いますと、例えば 3 人配置していたものを 1 人新しい図書館に来てもらうとか、そういったような配置替えによって対応したいということなんです。

大平委員　確認ですが、待遇が変わるという、そういうことではないですか。

大塚教育委員会事務局長　そのとおりです。

大平委員　利用者からすると、広神図書館は長年図書館として丁寧な対応をして、利用者も一定程度確保していて利用率も高かったのではないかなと思います。図書室になることによってまず懸念される部分があります。利用者が減るとか、読みたい本がなくなるみたいなことは私は避けたいんですが、現状の広神図書館のその内容、蔵書も含めて大きく変

わることがあるのでしょうか。

大塚教育委員会事務局長 図書館を一つにして機能を充実させるというところが一番大きいところですので、それに伴って若干の体制と運営について整理していかざるを得ない部分はあろうかと思えます。当然、親しまれてきている広神図書館でありますので、そういった方の地元の、地域の方が利用することにつきましては、不便をおかけしないようにはしたいと思えますけれども、蔵書そのものにつきましては、やはり新しくできる図書館にたくさん本を集めて、そこから必要な図書につきましてはそれぞれの図書室にお貸しすることもできます。これまでいろいろなサービスを行ってきた中ではありますけれども、今後、繰り返しになりますが若干整理をさせていただくというふうに考えております。

大平委員 具体的にはおっしゃらなかったんですが、蔵書は何割くらい新たな図書館に持っていくかというのは決まっていますか、これからですか。

大塚教育委員会事務局長 新しい図書館につきましては、全て満杯にすると17万冊ぐらいになるんですけど、当面は10万冊程度からのスタートになります。そのためには、今現在の小出郷図書館の蔵書数が約6万冊でありますので、新しく買う図書と合わせて、そのほかの図書室からもまた再配置するような計画になっております。ただ、今手元に細かい何冊という部分を持っておりませんので、何%ぐらいとか何割ぐらいとかということにつきましては、すみませんがお答えしかねます。

大平委員 図書室と図書館のネットを介しての利用というのは、これまでもずっと取り組んでいたわけなのでいいんですけれども、図書が今まで結構入っていたのに、がくんと、あるいはちょっと減ったねという印象というのは、利用される方にとっては「ここはちょっと」というふうにどうしてもならざるを得ないと思うんですよね。いくらほかのやり方で利用できるよと言っても、そういう印象というのは非常に否めないところです。何割かとおっしゃらなかったけれども、それを埋めるような取組等を広神の図書室、今回広神の図書室を挙げましたが、ほかの図書室なんかもできればその地域の住民から多く利用していただいて使っていただくのが一番ベストだと思います。その取組を、今回の生涯学習センターのオープンに当たって、しっかりネットワークがあるわけですから、充実した図書を目指していただきたいと思えます。

このセンター分を埋めるぐらいの取組を期待しますが、その考え方についてお聞かせください。

大塚教育委員会事務局長 具体的な取組ということではありませんけれども、当然、各公民館の図書室が一番身近な図書室ということになります、今後の予定としては各図書室の書籍につきましても新しく購入する予定はしているところですので、仮に減った部分があれば、また少しずつそれぞれの図書室も充実させていく部分も出てくると思えますので、そういったところを含めていろいろ皆さんのサービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

星野委員長 ほかにありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第140号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第140号 魚沼市立

図書館条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（８）議案第 141 号 魚沼市市民会館条例の一部改正について

星野委員長 日程第 8、議案第 141 号 魚沼市市民会館条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 ございません。

星野委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 141 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 141 号 魚沼市市民会館条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（９）議案第 142 号 魚沼市歴史資料館条例の制定について

星野委員長 日程第 9、議案第 142 号 魚沼市歴史資料館条例の制定についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 ございません。

星野委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員 若干お聞かせください。本会議でたしか出ていたんではないかと思いますが、歴史資料館について休館日が年末年始になっています。年中オープンされているというのは非常にいいことだと私は思うんだけど、実際の運営がどこでも人材不足などで対応困難な事例があちこちある中で、この年末年始以外は全部開館しているということについて、実際にこれで運営ができるのかどうか疑問もあるんですが、そこについてはどう考えていますか。

大塚教育委員会事務局長 この条例で定めた休館日以外は運営するというので、そういった体制を組んだ上でやっていきたいと考えております。

補足しますが、こちらにつきましては、目黒邸の開館日と合わせておりますので、全体としてそうしたところと一緒に合わせて回遊していただくとか、そういったことも想定しておりますのでこの設定にしております。

大平委員 人材が確保できるような見込みがあれば、それは全然問題なくて、やっていただければいいなと思います。ただ、歴史資料館となりますと、以前視察で見させてもらいましたが、展示する中身もイベントなんかも含めて重要な、あるいは貴重な資料等も今後展示されることを期待しますが、そういう意味で安全管理について、やはり懸念も少しあります。昨今、事故・事件等もある中で、安全管理について条例にしっかりとうたって、附則でも構いませんけれども、その安全管理上で支障がない体制をセキュリティーの問題だとかも含めて考えていかないと、ちょっと不安だなという部分が非常にあるんですが、考え方をまずお聞きしたいと思います。

大塚教育委員会事務局長 安全管理をすることは施設管理運営上、当然していかなければな

らないことと考えております。ただ、そういったことにつきましては、条例というよりも施設管理上の運用できちんと定めた上ですということと考えておりますので、条例の中ではそこまで盛り込まない考えです。

大平委員 別に定めるということで理解させていただきました。

それから、これは休館日はほかの施設と合わせたということですが、これ本会議の説明であったか、ちょっと聞き洩らしたところかもしれませんが、ほかのと違うところが入れ替え等で日数を要するものも結構生じるのではないかなと思います。そこらについては個別に状況に応じて対応する、すなわち休館日も必要に応じて設けると、そういう意味合いでよろしいですね。

大塚教育委員会事務局長 条例に定めてあるとおり、臨時に休館することができますので、必要に応じてそうした休館は出てくるものと考えております。

星野委員長 ほかにございませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 142 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 142 号 魚沼市歴史資料館条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(10) 議案第 144 号 指定管理者の指定について（魚沼市守門高齢者センター）

星野委員長 日程第 10、議案第 144 号 指定管理者の指定について（魚沼市守門高齢者センター）を議題とします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 ございません。

星野委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 144 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 144 号 指定管理者の指定について（魚沼市守門高齢者センター）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(11) 議案第 145 号 指定管理者の指定について（国民健康保険魚沼市立小出病院）

星野委員長 日程第 11、議案第 145 号 指定管理者の指定について（国民健康保険魚沼市立小出病院）を議題とします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 ございません。

星野委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 145 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに

異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 145 号 指定管理者の指定について(国民健康保険魚沼市立小出病院)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(12) 議案第 146 号 指定管理者の指定について(魚沼市国民健康保険堀之内医療センター)

星野委員長 日程第 12、議案第 146 号 指定管理者の指定について(魚沼市国民健康保険堀之内医療センター)を議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 ございません。

星野委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 146 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 146 号 指定管理者の指定について(魚沼市国民健康保険堀之内医療センター)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(13) 議案第 147 号 指定管理者の指定について(魚沼市国民健康保険守門診療所)

星野委員長 日程第 13、議案第 147 号 指定管理者の指定について(魚沼市国民健康保険守門診療所)を議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 ございません。

星野委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 147 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 147 号 指定管理者の指定について(魚沼市国民健康保険守門診療所)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(14) 議案第 148 号 指定管理者の指定について(魚沼市国民健康保険入広瀬診療所)

星野委員長 日程第 14、議案第 148 号 指定管理者の指定について(魚沼市国民健康保険入広瀬診療所)を議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 ございません。

星野委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 148 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 148 号 指定管理

者の指定について（魚沼市国民健康保険入広瀬診療所）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

これで本委員会に付託されました議案については以上となります。

（15）所管事務調査

（1）第三期 魚沼市子ども・子育て支援事業計画（素案）について

星野委員長 日程第 15、所管事務調査についてを議題といたします。（1）第三期 魚沼市子ども・子育て支援事業計画（素案）についてを議題といたします。本件について、執行部に説明を求めます。

大塚教育委員会事務局長 この計画につきましては、今年度に入ってから福祉文教委員会におきまして策定スケジュールや策定する内容について説明したところでありますが、このたび素案がまとまりましたので、その概要と今後のスケジュールにつきまして御説明いたします。関子ども課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

関子ども課長 （資料「第三期魚沼市子ども・子育て支援事業計画（素案）」により説明）

星野委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員 パブコメはいつやるんですか。

関子ども課長 1 月 10 日号の市報でお知らせをしたいと思っております。

星野委員長 ほかはよろしいでしょうか。（なし）なければこれで質疑を終結します。本件については引き続き調査することで異議ありませんか。（異議なし）そのように決定いたしました。

（2）小出郷福祉センター等解体撤去工事請負契約の変更について

星野委員長 次に、（2）小出郷福祉センター等解体撤去工事請負契約の変更についてを議題といたします。本件について、執行部に説明を求めます。

大塚教育委員会事務局長 資料はございませんので、口頭にて御説明いたします。本工事につきましては、令和 7 年 2 月 28 日履行期限の契約で実施しております。9 月定例会で変更契約の議決をいただいた後、現在工事現場は終わり、最終的な契約変更の手続きを進めているところであります。前回の変更後の増工、減工、その他全体の整理を行った結果、30 万円ほどの減額となる見込みであります。変更額が地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分ができる額以内となるため、本議会最終日に報告を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

星野委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）なければこれで質疑を終結します。本件については引き続き調査することで異議ありませんか。（異議なし）異議がないようですので、そのように決定いたしました。

（16）閉会中の所管事務等の調査について

星野委員長 日程第 16、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。

本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛てに申し出たいと思います。異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申し出を行うことに決定いたしました。

（17）その他

（3）小出小学校の状況について

星野委員長　日程第 17、その他を議題といたします。順番を変えさせていただいて、（3）小出小学校の状況について、こちらを先にさせていただきます。この件に関しましては、プライバシー・プライバシーの部分も多々ございますので報告のみとさせていただきます。小出小学校の状況についてを、議題といたします。執行部に説明を求めます。

樋口教育長　それでは、よろしくお願いいたします。小出小学校における生徒指導上の問題につきまして、議員の皆さんにも保護者等から相談が寄せられ御心配をいただいている状況ですので、概要についてお伝えをしたいと思います。

小出小学校では今年度に入ってから 4 年生と 6 年生におきまして、一部の児童が学級での授業を受けられず、別室で活動したり校内を徘徊したりするという状況がありました。

6 年生で 3 人の児童が別室で活動しておりましたけれども、立てこもったり、学年学級での学習活動を妨害したりすることもあり、指導する教師に暴言を放ち、なかなか指導を受け入れられる状況ではありませんでした。この 3 人に時々ほかの児童も加わり、施設してある準備室へ入ったり、持ち出したものを燃やしたりといった危険な状況もありました。ただ、3 人以外は学級で学習活動を進めていますので、学年全体としては頑張っただけで集団を維持しているような状況です。

4 年生ではいじめ事案も確認されておりまして、学ぶ場として学級が成立しにくい状況となっております。ある児童を中心に授業中の立ち歩きや教室から抜け出して他の学級へ入ったりする状況があり、その都度指導を重ねてきましたがなかなか状況が改善されませんでした。また、ある児童の保護者から、他教室に入っている児童の指導の際に、教職員が児童にけがを負わせたということで警察に被害届が出され受理されております。この児童と一緒に複数の児童が教室での授業を受けられず、別室で活動したり、徘徊をしたりしている状況も見られました。これらの状況につきまして、学校からの相談を受け、1 学期から学校教育課の管理指導主事が中心となり、対応について学校への指導や支援を重ねてきました。学校は、当該児童への指導はもちろんです、保護者との面談も重ねてきましたけれども、なかなか状況は改善されていません。また、4 年生児童の保護者には管理指導主事が直接対応し相談や指導を行ってききましたが、こちらもなかなか状況は改善されませんでした。

市教育委員会としましては、子育て支援センターや要保護児童対策地域協議会、そして県の機関であります、児童相談所、小出警察署など関連機関と情報共有を行い、連携をしながらこれらの問題に対処をしてきました。県教育委員会にも報告と相談をしながら対応をしてまいりました。県の教育委員会からは、生徒指導上の特別加配として 2 学期から 1 人教員を配置していただきました。学校では主に 6 年生への対応に当たっていただいているところです。10 月に 4 年生児童がベランダに出たり、6 年生児童がベランダから物を

落したりするなど危険な状況もあったことから、教育委員会としまして問題行動を起こす児童について出席停止措置も視野に入れた対応をせざるを得ないと判断をしまして、現在取り組んでいるところです。管理指導主事が直接学校に入りまして、職員会議やコミュニティスクールの学校運営協議会、PTAの役員会等において説明をし、当該児童と保護者にも説明をし、安全安心な学びの場としての学校を乱すような言動をし、さらに指導をなかなか受け入れないという場合は、保護者から家庭に引き取っていただく措置をとることにしております。

4年生と6年生の学級には、改めて担任や管理職からクラス会議を持ち、不安や困っていること、自分たちにできること等について相談をし、学級集団としてのまとまりを維持するよう取り組んでいるところです。また、教育センターの指導主事が現在、毎日3時間目まで4年生に入り、別室での学習指導を中心に支援を行っております。保護者の皆さんにも取組状況を説明した文書を配付しまして、4年生においては保護者の皆さんに教室での学習支援や見守りを依頼し、協力をいただいているところです。

なお、4年生の中心児童は現在、毎日教育センターのフラワールームに午前中通っておりまして、学習指導や社会性を身につける指導を受けているところです。送ってきた保護者ともフラワールームの指導主事が毎日面談をし、家庭での過ごし方等についても相談や指導を重ねてきているところです。以上が概略となります。

なかなかすぐには解決できない状況ではありますが、今後も関係機関と連携をしながら、市教委として粘り強く対応してまいりたいと思いますので、御支援をいただきますようよろしくお願いします。以上です。

星野委員長 本件につきましては、また状況や先方の了解で報告していただくということで、異議ございませんか。（異議なし）ではそのように決定いたしました。

市長からほかに何かございませんか。（なし）続きまして、教育長からほかに何かございませんか。（なし）委員の皆様から市長及び教育長に対して何かございませんか。（なし）ないようでしたら、ここで市長及び教育長は公務により退席とさせていただきます。また、これから休憩とさせていただきます。

休 憩（12：04）

（休憩中に市長及び教育長退席）

再 開（13：00）

星野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

(1) A I オンデマンド交通運行のスケジュールについて

星野委員長 日程第17、その他を引き続き議題といたします。（1）A I オンデマンド交通運行のスケジュールについてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

吉澤市民福祉部長 それでは、A I オンデマンド交通実証運行までのスケジュールについて、

御説明いたします。資料はありませんので口頭で失礼させていただきます。

前回 11 月 20 日の委員会におきまして、運行計画の概要を説明しておりますが、1 点、そのときの委員会では令和 7 年 1 月から運行開始予定ということで説明いたしましたが、その後、運輸局・運行事業者等との調整の結果、2 月 3 日からの運行開始ということで現在準備中であります。

スケジュールについてであります。まず魚沼市地域公共交通協議会での審議状況であります。12 月 5 日に A I オンデマンド実証運行の計画について協議をいたしました。その後 12 月 16 日、これからであります。運賃協議分科会というものを開催しまして運賃について協議設定をするということになっております。その結果を 25 日のまた協議会で報告をするということになります。

周知についてであります。12 月 23 日、定例記者会見におきまして、この A I オンデマンド実証運行が 2 月 3 日から運行開始であることについて記者発表したいと考えております。同日 23 日から乗合タクシーの車内、それから停留所に掲示をしまして、1 月 31 日でまちなか循環線の運行が終了し、2 月 3 日から A I オンデマンド交通に切り替わるということで周知をする予定としております。12 月 25 日の市報お知らせ版でチラシを折り込みまして、こちらはまた同じ内容について周知をいたします。その後 1 月 10 日には市報本誌で、今調整中ではありますが、ある程度の記事を掲載したいと考えております。それを経まして、2 月 3 日から運行開始ということになります。その間にもまずは現在利用している方への周知を優先的にいきまして、それと並行しまして前回御意見がありました説明会、実際にそのアプリを操作しながらの説明会というような形式も含めて検討しております。それとは別に乗車の機会が多いであろう高齢者、それから障害者等の団体につきましては、今のとは別に並行して説明の機会を設けたいと考えております。それについては、まだ日時等は調整中になります。説明は以上になります。

星野委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

横山委員　そうしますと、2 月 3 日から運行ということで、今現在、小出まちなか循環線であるとか地域乗合タクシーは 1 月 31 日で終了ということになるわけですね。並行してするということではなくて。そうしますと、今までまちなかの循環線やら乗合タクシーを使ったその停留所に、先ほどの話だと 1 月 31 日までですよという周知を行う。それと併せて、市報 1 月の号で 2 回にわたってお知らせをし、その乗り方等もその市報でお知らせをするという理解でよろしいですか。

吉澤市民福祉部長　現在、小出乗合タクシー、それからまちなか循環線を御利用の皆さんに対する周知は委員お見込みのとおりであります。それから、市報を使つての周知ではスペースがどのくらい取れるかというところが、まだちょっと未確定部分があるので、できれば詳しく説明したいところではあります。それについては今広報の担当と調整中になります。

横山委員　市報の紙面の中で周知するのか、それとも例えばこの場合は A I オンデマンド運行という一つのチラシとしてしっかりと皆さんに周知できる方向とするのか、それによって大分違うのかなという気もしますが、その辺のところはいかがですか。

吉澤市民福祉部長　まず 12 月 25 日につきましては、チラシを折り込む予定としております。それについては、主に小出地域の利用している皆様向けということで、そこにはチラシの

スペースに説明会日程等も載せて配付をしたいと考えております。

それから1月10日号の本誌につきましては、広く市民向けの広報としてある程度のボリュームを持った記事として掲載したいと考えております。

横山委員　　そうしますと、今のお話だと12月25日号には1枚のチラシという形で、中には例えば、先ほど高齢者であるとか障害者の皆さんの使い方であったり、そういうふうなことをするという日程等もそこに折り込んで、例えばどこかの公民館で1日やりますとか、そういうふうなこともお知らせするということなんですか。

吉澤市民福祉部長　　高齢者、それから障害者の方のある程度団体を相手方として説明会をする想定をしております、それについてはそのチラシに載せるというお知らせがいいのか、当該の団体とまた調整をしたいと思っています。それから、広く不特定の皆さんに集まってもらうための説明会の開催については、チラシに入れ込みたいと考えております。

横山委員　　先ほどの高齢者・障害者団体というのは、どういうことを想定しているんですか。

吉澤市民福祉部長　　現在検討しているのは、民生委員児童委員協議会の小出地区の皆さん、それから自立支援協議会の移動部会というのがありますので、そちらの方。それから老人クラブ連合会であります。

関矢委員　　使い方について前に聞いたか分かりませんが、只見線で須原駅から小出駅まで行って、ここでA I デマンドを予約して小出病院に行く。また小出病院から、買い物がしたくてスーパーに寄って、また小出駅に戻るみたいな利用方法はできるんですか。

吉澤市民福祉部長　　会員登録をしてもらうという前提は必要ですけども、していただければ、その運行区間であれば設定している停留所で乗降ができるということでもあります。

関矢委員　　そうすると、会員登録すればということは、全市民にやっぱりそれを周知するというところでよろしいですか。

吉澤市民福祉部長　　当面、現在小出乗合タクシーとまちなか循環線を利用している方にまずは説明をするということで考えておりますけれども、先ほど申し上げました1月10日号の市報などでは広く市民向けに周知をしたいと考えております。

大平委員　　説明会は、団体の方向けと一般の方向けの2種類を設けるという、そういうことだと思います。最初の民生児童委員協議会だとか老人クラブ連合会、自立支援協議会の移動部会の方々に対しては、主に役員の方になるんじゃないかなと思いますが、そうすると先ほど話しましたそのアプリの使い方だとかということではなくて、大ぐくりのその説明という形になるのでしょうか。実際の操作だとか予約の仕方だとか、実際の運行、具体的な説明というわけではない。どういう位置付けなんですか。

吉澤市民福祉部長　　A I オンデマンドの実証運行に至る経過を説明する中では、そもそもA I オンデマンドとはどういうものかという中では一部操作説明的なところまで含むことは考えられますけれども、それもあります。やはり地域の交通事情をより効率的に効果的に、さらには低コストにするためのA I オンデマンドの導入であるという、その前段の説明から入りたいと考えております。

大平委員　　一般の方向けの説明会というのは、また別途違う形の説明なんですか。同じような形なんですか。

吉澤市民福祉部長　　そもそもA I オンデマンド実証運行とはどういうものかという説明はある程度するつもりではありますが、やはりこちらとしても、できればスマホのアプリを使っ

て乗ってほしいという、そういう導入もしたいと考えております。電話でも予約ができるということにしておりますけれども、いろいろなことからするとやはりスマホでの利用を呼びかけたいと思っております、そちらではスマホの操作も含めての説明会をしたいと考えております。

大平委員 一般の方に対しては、例えば集落の集会所とかではなくて、でっかい公民館だとか、ボランティアセンターだとか、いろいろそういう公共の施設を使ってということですか。それとも、各地域ごとに説明をするっていうイメージなんですか。

吉澤市民福祉部長 各集落、あるいは町内の集会所全てということには恐らくできないと思うので、ある程度、人が集まれるところを幾つかピックアップして、今まで乗降客が多かったようなところ、病院ですとか市役所ですとかというところが中心になろうかと今思っております。

大平委員 説明会にこだわって申し訳ないんですが、以前にも質疑させてもらったと思うんですけど、繰り返しやるというのが大事であって、今まで事業をやるときに説明会がありますよね。それで最初の説明会で終わりということも多々あったのではないかなと思います。やっぱり利用を高めていただくためにも、繰り返し周知するためにいろんな機会をとらえて話をしていくというのが大事だという話をしたと思うんですけど、そういう考えでやるのか。それとも、この導入に当たってはとりあえず限定的におっしゃったような形でやるのか。それとも、その後に引き続き何か別な形で住民周知のために取り組むことがあるのか。そこら辺はどうですか。

吉澤市民福祉部長 今ほど申し上げたのは2月3日の運行開始前までの想定でありまして、運行開始の後でもやはり周知は必要だと考えております。そのやり方については、今のところ集合形式の説明会あるいは講習会にするのか、違う機会をとらえてやるのかということまでは今のところ計画ありませんけれども、前回お話いただいた集落支援員等に協力を依頼するなどしての形式も考えておりますので、運行開始以降も何らかの機会をとらえて説明はしたいと考えております。

横山委員 今、大平委員からもその説明についてお話してもらったんですが、先ほどの団体関係の皆さん、役員の皆さん等々にもこう変わりますよとお話をする。そうしますと、その役員の方はそれを受けて「うちの地区のじいちゃん、ばあちゃんたちに何かやっぱり周知したいよね」というふうな、いついつ予定が立てられるだろうとか、そういうふうなことも含めて団体さんには話をするのかなと私は理解しています。そうしないと、聞いた団体の役員さんも、皆さんに教えられるわけでもなさそうな気がします。

それともう一つは、利用者の多い地域というのはある程度、今までの流れの中で集約できているのかなあと思われますので、そうするとその多く利用してるような地域の例えば町内会であるとか、集落であるとか、そんなところにも話をしながら、要するに地区の区長さんや班長さんが地区のじいちゃん、ばあちゃんたちの足をみんなで何とかしてやろうという、そんなところまで持っていければいいのかなあと思っています。

もう一つは、運行開始後も説明をするということになれば、なおさらそういう門戸を開きながら、いつでも説明に行きますよというようなことも含めたチラシなんかがあると丁寧ではないかなと感じます。その辺についてはどのようなお考えでしょうか。

吉澤市民福祉部長 市では出前講座という取組も行っております。これに限定したメニュー

ということでは今現在はないと思っておりますけれども、ただそういう機会の持ち方としては市民の出前講座のようなやり方も含めて検討したいと思っております。ただ、町内会長さんとかに負担をかけるような形というのなかなか難しいかと思っておりますので、話は通したいと思っておりますが、実施についてはやり方は地元の負担にならないような形式を考えたいと考えております。

星野委員長　ほかによろしいでしょうか。(なし) なければ質疑を終結します。本件については引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) では、そのように決定いたしました。

(2) デイサービスセンターについて

星野委員長　次に、(2) デイサービスセンターについてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

戸田市民福祉部副部長　デイサービスセンターについてということで、資料はございませんが口頭でお話をさせていただきたいと思います。

このデイサービスセンターですが、市が所管するデイサービスセンターについてであります。魚沼市では、介護保険法に基づく通所介護、いわゆるデイサービスを実施する施設を4か所保有しておりますが、現在その全てを指定管理者に管理委託をしているところでございます。先般、この4か所のうち3か所を委託している魚沼市社会福祉協議会が、次の更新、これは令和8年度になりますが、令和8年度から3か所のうちの1か所の伊米ヶ崎デイサービスについて指定管理の更新申請をしない意向を示してきました。その主な理由としては、介護人材不足や経営難によるところということでございました。

社会福祉協議会が令和8年度から手を挙げないとなった伊米ヶ崎デイサービスについてですが、デイサービスの利用状況等を勘案した中で、市所管のデイサービス全体について今後検討に入るところでございます。また、検討状況につきましては今後も委員会で御報告をまいりますので、よろしくお願いいたします。

星野委員長　これから質疑を行います。質疑はありますか。

大平委員　今、御説明があったことは初めて聞いたんですけど、伊米ヶ崎は多分なかなか利用者数が伸びなかったり減少したり、人材の手当がなかなかできないということではないかなと思います。私が心配してるのは、ほかのところにも影響が出てこないのかなということです。社協さんはあらゆるところで事業をやっていますので、その辺の心配が結構あります。デイサービス自体は非常に大事な施設でありますので、ぜひ何らかの形で残していただきたいというのもあるんですが、社協の事業自体の影響というのはほかに出てきたりしないのか、その辺の心配があるんですが、実情についてはどのように捉えていますか。

戸田市民福祉部副部長　社会福祉協議会につきましては、もともと地域福祉事業などは利益が上がるものではございません。それで、社協が利益を上げる部分として、介護福祉事業が影響をしまして、その介護福祉事業の黒字、または収入減というところが、今社会福祉協議会の経営を大きく左右しているところでございます。そのような中で、近年、介護福祉事業の収益が伸びていないというところで、全体的に魚沼市社会福祉協議会の経営が苦しくなっているという実態がございます。そんなところを踏まえて、社会福祉協議会では

昨年度経営改善係という係を新たに作りまして、そちらで運営ですとか収益、今後の方向性などというところを今検討しているという話を聞いております。

大平委員　デイサービス事業については、当局としては地域や抱える利用者さんの状況によって変わるかもしれないですが、デイサービス事業自体のサービスが今後ほかのところの事業者にも、ちょっと難しいねというのも併せて懸念されるところです。どのような考え、感触を得られているのか、ざっくりで結構でございますので教えていただければと思います。

戸田市民福祉部副部長　社会福祉協議会が今伊米ヶ崎デイサービスを更新しないことを考えているという話につきましては、まだ社協内の理事会、評議員会などで話し合われているところですので、ほかの事業所の方へ話がどう伝わっているかというのは市は今分かりませんが、ほかの法人からそういうことについて聞かれているということはございません。ただ、一つもしかしたら減るところで、当然何らかの不安というところは生じるでしょうし、今現在、利用していらっしゃる方もおります。もしそこが仮になくなったとすると、その方のその次の行き先といいますか、利用するサービスの調整といったところではケアマネジャーを中心に検討しなければならないので、そういったところでの不安というのは当然生じてくると思います。ただ、デイサービス自体が市内に、地域密着型なども含めると今現在 15 か所ほどありまして、魚沼市の中では数とするとかなりの数があり、そこも今現在、混み合っているという状況ではございません。ただ、サービスがなくなることに対しての不安というのは当然あるかと思いますが、もしかするとほかのところへ振り分けといった意味では影響はそれほど大きくはない可能性があるかと今現在は考えております。

高野委員　経営として利用者が減っているのか、看護師というかその人が減っている原因というのは確認していますか。

戸田市民福祉部副部長　更新に手を挙げないといったところの理由としては、利用者が減っており、そこら辺につきましては、伊米ヶ崎デイサービスはもともと定員 23 人でやっていたんですが、利用者が減ったこともありまして、令和 5 年度から地域密着型というのに種別を変えて定員 18 人で再スタートを切ったんですが、それでも 1 日平均 15 人ということで利用者が減っている点もあります。

それから、同じ利用者でも介護度が低い方が利用されるケースが多くなりまして、そうすると報酬が介護度が低い方のほうが低い点数になる関係で、同じ人数を受けても入ってくる収益が減ってきている、そういうことがございました。

あとは、人材不足でなかなか配置が難しい場合もありまして、同じ社会福祉協議会が指定管理を受けている守門デイサービスは、こちら定員 29 人なんですが、人材不足の関係で上限を今 25 人として受けているというような状況もありまして、人員配置ということも一つ減れば、また社会福祉協議会内のほかの事業所に配置できるというところも見込んで、今回の方向を社会福祉協議会が出してきたというところでございました。

横山委員　私も今、高野委員のことについてお聞きしたかったんですけど、先ほど定員が 23 人、地域密着型で 18 人にして、手厚くしても 1 日 15 人。そしてさらに介護度が低いということで収益が上がらないということになると、運営がうまくいかないと。先ほど市の所管が 4 か所で、指定管理は福祉協議会が 3 か所、それが 2 か所になるということで、

令和8年から伊米ヶ崎が閉じた場合、その人材は福祉協議会でまたあと2か所に人材を配置できるだろうと、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。

もう1点ですが、4か所のうちの3か所なんですけれど、もう1か所というのはどこにあるのでしょうか。

戸田市民福祉部副部長 横山副委員長がおっしゃられたように、伊米ヶ崎デイサービスに手を挙げなくなり、伊米ヶ崎デイサービスを社会福祉協議会がやらなくなったときには、社会福祉協議会で採用している職員ですので、そちらについては守門デイサービスなり湯之谷デイサービスなり、あとヘルパー部門もありますのでそちらへの異動、当然その辺りは本人たちの異動希望なども聞くでしょうが、そういった協議会内での異動というものを考えているという話でございました。

それから、4か所のうち社会福祉協議会ではないもう1か所ですが、そちらについては入広瀬デイサービスで、こちらは魚沼福祉会が1か所受けているところでございます。

星野委員長 ほかはよろしいでしょうか。(なし) なければこれで質疑を終結します。本件については引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) 異議ないようですので、そのように決定いたしました。

それでは、このあとの日程は委員会内部での協議事項となりますので、先に執行部から、その他報告事項等がありましたらお願いいたします。執行部は、他にありませんか。

吉澤市民福祉部長 市民課関係で1点お願いいたします。現在、令和7年度予算編成に向けて、国民健康保険の歳入歳出の見込みを基に国保の保険税率の試算をしているところであります。国民健康保険は平成30年度から県が財政運営の責任主体となっておりまして、市町村は県に納付金を納めるということになっていますが、県から提示されるこの金額が今のところまだ仮算定ということでできております。このため、保険税率もまだ試算の段階ではありますが、加入者数の減少が続いている一方で、1人当たり保険給付が増加しているという傾向が一層顕著であります。令和7年度につきましても、保険税率の見直しを現在検討しているということで御報告をさせていただきます。今後は1月30日の国民健康保険運営協議会で審議をいただきまして、2月定例会に条例の改正と当初予算への計上を行いたいと考えております。

今日のところはそういう検討をしているという報告にさせていただきます。以上であります。

星野委員長 ほかにございませんか。

大塚教育委員会事務局長 1点、その他というところで御報告であります。令和6年5月1日の福祉文教委員会で、検討に入る旨説明しました魚沼市教育環境のあり方検討委員会についてになります。この委員会ですが、10月29日に第1回委員会を開催し、新潟大学大学院教育実践学研究科の雲尾周教授を委員長として、保護者・地域関係者・学校関係者・公募委員合わせて15人の委員により検討を開始し、昨日12月12日に第2回目の委員会を開催しました。これまで本市の小中学校に関する現状や国の基準等を説明、確認し、現状の認識や共通理解を深めながら各委員からの御意見をいただいているところであります。今後、今年度の残り、あと令和7年度にかけまして検討を重ね、令和7年度中に答申をいただく予定としております。以上、報告いたします。

星野委員長 ほかにありませんか。(なし) 委員の皆さんから執行部に対して何かございませ

んか。(なし) ないようでしたら、これで執行部からは退席を願います。ありがとうございました。

しばらくの間、休憩いたします。

休 憩 (13 : 32)

(休憩中に執行部退席)

再 開 (13 : 33)

星野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

(4) 第 6 期（後期）福祉文教委員会の課題について

星野委員長 次に、(4) 第 6 期（後期）福祉文教委員会の課題についてを議題といたします。
福祉文教委員会の課題について、2 年間のまとめを行いたいと思います。進め方については、正副委員長へ一任願います。今後、これまでの調査の状況をまとめたものを皆さんへ送付しますので、それを基に作業を行いたいと思います。異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。本件については以上といたします。

(5) 市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて

星野委員長 次に、(5) 市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについてを議題といたします。10 月 31 日に開催された令和 6 年度第 2 回市民の声を聞く会（議会報告会）の意見交換会等の中で出された意見・要望事項を広報広聴特別委員会でまとめたものが資料のとおりとなります。この取扱いについて、委員会で協議するよう依頼を受けました。福祉文教委員会所管のものは、2 番目の温水プールについて、12 番目と 14 番目のタクシー券についてになります。

それでは、委員会としての取扱いについて協議いたします。これより休憩いたしますので、忌憚のない御意見を願います。しばらくの間、休憩いたします。

休 憩 (13 : 35)

(休憩中に意見交換)

再 開 (13 : 39)

星野委員長 それでは休憩を解き、会議を再開します。

市民の声を聞く会の意見・要望の取扱いについては、皆様から今ほど協議いただき、取扱いを回答済みにさせていただくということで異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。本件については以上といたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。委員の皆さんからは、ほかに御意見・協議事項等はありませんか。(なし) 本日の会議録の調製については、委員長に一任願います。本日の福祉文教委員会はこれにて閉会とします。

閉 会（13：40）

福祉文教委員会

委員長 星野みゆき